

東京都の例

1 経緯

平成9年3月に東京都個人情報保護委員会から知事に対し、「死者の個人情報の取扱いについて」が報告され、この報告を踏まえ、東京都個人情報保護条例の関係規則等が改正される。

保有個人情報の開示を請求できる者についての運用として、死者に関する情報については、①請求者自身の保有個人情報であると考えられる情報、及び②社会通念上請求者自身の保有個人情報とみなせるほど請求者と密接な関係がある情報を、自己を本人とする保有個人情報に含むものとする。

2 概要（請求できる情報や請求要件等の確認について）

①請求者自身の保有個人情報であると考えられる情報

ア 請求者が死者である被相続人から相続した財産に関する情報

- 死者の財産が請求者に帰属していることの確認
 - ・不動産の登記事項証明書、契約書など当該財産が請求者又は被相続人に帰属することを証明する書類、遺言書（公正証書によるもの又は裁判所の検認を受けたもの）、遺産分割協議書など

- 請求者が相続人であることの確認

- ・被相続人である死者及び請求者の戸籍謄本など

イ 請求者が死者である被相続人から相続した不法行為による損害賠償請求権等に関する情報

- 死者が損害賠償請求権等を取得していたことの確認

- ・示談書、和解書、裁判所の確定判決書など

- 請求者が当該損害賠償請求権等を取得したことの確認

- ・遺言書（公正証書によるもの又は裁判所の検認を受けたもの）、遺産分割協議書、請求者が損害賠償請求権等を取得したことを証明する裁判所の確定判決書など

- 請求者が相続人であることの確認

- ・被相続人である死者及び請求者の戸籍謄本など

ウ 近親者固有の慰謝料請求権など、死者の死に起因して、相続以外の原因により請求者が取得した権利義務に関する情報

- 請求要件の有無の確認

- ・示談書、和解書、裁判所の確定判決書など

- ・遺贈により請求者が取得した権利義務であることを証明する遺言書

②社会通念上請求者自身の保有個人情報とみなせるほど請求者と密接な関係がある情報

エ 死亡した時点において未成年であった自分の子に関する情報

- 請求要件の有無の確認

- ・戸籍謄本

- ・その他未成年で死亡した子の親権者であったことを証明する書類

北九州市の例

(遺族等による死者の個人情報の開示請求取扱基準)

死者の個人情報については、次に掲げる場合は、北九州市個人情報保護条例（平成 16 年北九州市条例第 51 号）第 16 条第 1 項の規定に基づき、自己に関する情報として遺族等が開示請求できるものとする。

- 1 死者である被相続人から相続した財産に関する情報であって、相続人が当該情報を開示請求する場合（相続財産の権利が確定していない場合を含む。）
例：相続した土地について、被相続人である死者が生前、市と取り交わした「境界現地確認書」
- 2 死者である被相続人から相続した不法行為による損害賠償請求権に関する情報であって、相続人が当該情報を開示請求する場合（損害賠償請求権が確定していない場合を含む。）
例：災害補償請求権を取得した者が死亡した場合に、その相続人が開示請求する「災害補償認定に関する記録」
例：交通事故、医療事故、火災による死亡に基づく損害賠償請求権に関し、その相続人が開示請求する「救急出動報告書」「レセプト」「カルテ」「火災報告書」
- 3 近親者固有の慰謝料請求権や遺贈など、死者の死に起因して、相続以外の原因により取得した権利義務に関する情報であって、当該権利義務を取得した者が当該情報を開示請求する場合（慰謝料請求権等が確定していない場合を含む。）
例：遺贈によって請求者が取得した土地について、死者が生前に市と取り交わした「境界現地確認書」
例：交通事故、医療事故、火災による死亡に基づく慰謝料請求権に関し、当該権利義務を取得した者が開示請求する「救急出動報告書」「レセプト」「カルテ」「火災報告書」
- 4 死亡した未成年者に関する情報であって、当該未成年者の死亡当時における親権者が当該情報を開示請求する場合
例：未成年である子供の死亡に関して作成された学校事故報告書

名古屋市の例

(名古屋市個人情報保護条例の解釈及び運用)

死者に関する情報については、次に掲げる情報について、それぞれに定める遺族の個人情報として、開示請求を認めるものである。

- (1) 死者（成人に限る）の医療関係情報 父母、配偶者及び子
- (2) 死者が未成年者であった者に関する情報 生前に法定代理人であった者